

令和 7 年 12 月 12 日

愛南町議会議長 吉田 茂生 殿

総務文教常任委員会
委員長 鷹野 正志

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 93 条第 1 項の規定により報告します。

記

第 1 回

1 審 査 日 時 令和 7 年 12 月 3 日 (水) 17:51~
2 場 所 愛南町役場 議員協議会室
3 委員の出席者 委員 7 名
4 委員の欠席者 委員 0 名

第 2 回

1 審 査 日 時 令和 7 年 12 月 4 日 (木) 15:33~
2 場 所 愛南町役場 議員協議会室
3 委員の出席者 委員 7 名
4 委員の欠席者 委員 0 名

第 3 回

1 審 査 日 時 令和 7 年 12 月 5 日 (金) 10:00~
2 場 所 愛南町役場 議員協議会室
3 委員の出席者 委員 7 名
4 委員の欠席者 委員 0 名
5 審査の結果等 以下のとおり

受理番号	付託年月日	件 名	委員会の意見	審査結果
陳情 第7号	令和7年 12月3日 第4回定例会	「所得税法 第56条の 廃止(見直 し)」の意見 書採択を求 める陳情書	<p>本委員会は、陳情第7号「所得税法第56条の廃止(見直し)」の意見書採択を求める陳情書」に関し、参考人より意見陳述を受け、審査を行った。</p> <p>参考人からは、所得税法第56条が、個人事業主の家族従業者への給与を必要経費として認めない「極めて差別的な税制」であり、家族従業者の労働を正当に評価せず、「働く一人の人間としての経済的自立を否定」する人権問題であるとの強い主張がなされた。</p> <p>また、この制度が後継者づくりにも悪影響を与える、国連からも是正勧告を受けている現状が説明された。青色申告(第57条)を選択すれば給与が経費として認められるという議論についても、事前承認や煩雑な記帳義務などから零細業者にとって現実的な選択肢ではないとし、家族従業者の労働は申告の種類にかかわらず正当に評価されるべき「特典ではない」と強調し、第56条は「廃止されるべき」との結論が示された。</p> <p>審査の過程において、委員からは、家族労働の評価に関する問題意識は共有しつつも、税制全体の整合性や公平性を保つための慎重な議論が展開された。</p> <p>議論では、第56条(白色申告)と第57条(青色申告)の記帳水準が異なることから、税の公平性を保つための補完関係にある</p>	不採択

		<p>と指摘された。</p> <p>また、第 56 条を廃止することで、現在の白色申告が持つ帳簿の簡素化というメリットがなくなり、かえって零細業者に新たな負担をかける可能性があるとの懸念が示された。</p> <p>さらに、白色申告の場合、家族の労働と家事の区別が曖昧な中で、給与として認めることの税の公平性への影響も議論された。</p> <p>一方、少数意見としては、第 56 条の存在自体が、家族労働者、特に配偶者の労働を認めず、青色申告と比べて税の公平性を欠く差別的な制度であり、国際的な是正勧告も踏まえ、この不公平・差別を撤廃するためには、まず第 56 条を廃止すべきとの主張もなされた。</p> <p>以上の議論を踏まえ、本請願事項は、税制全体の整合性や公平性に関わるものであり、第 57 条との関係を含め、国レベルで慎重な検討が必要であるため、本委員会としては不採択すべきものと決定した。</p>	
--	--	---	--